

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (47)

小田中 聰樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(安保法制は2015年9月に参議院での審議が大きな山場を迎え、19日「強行採決」された。その後の国会と国会を揺り動かした反対運動の闘いを詳述する。)

三 戦争法反対運動 (一)

(1) 9月19日未明可決・成立したいわゆる戦争法案に対する反対運動は、その後も継続して行われた。その動きの概略を述べよう。

即日、「戦争させない・九条壊すな！総がかり行動実行委員会」、全労連、主婦連合会、全国商工団体連合会、全日本民主医療機関連合会、日本原水爆被害者団体協議会、農民運動全国連合会、日本婦人団体連合会、全国生活と健康を守る会連合会、全国保険医団体連合会、自由法曹団、消費税をなくす全国協議会、非核政府を求める会、安保破棄中央委員会、日本平和委員会、日本国民救援会、日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会、日朝協会、日本ペンクラブ、日本ジャーナリスト会議、全国地域人権運動総連合会、全日本教職員組合、日本医療労働組合総連合会、日本マスコミ文化情報労組会議、日本民間放送労働組合連合会、日本出版労働組合連合会、全日本年金者組合、全国農業協同組合労働組合連合会、日本消費者連盟、自由と平和のための京大有志の会、図書館九条の会、NGO非戦ネット呼びかけ人一同が抗議声明や抗議談話を発表し、「民主主義のルールさえ踏みにじる憲政史上最悪のファッショ的暴挙」などとする批判、抗議と、違憲立法の即時撤回・廃止、安倍内閣の即時退陣、審議のやり直しを要求した(9月20日赤旗)。

(2) 9月19日、那覇市県庁前で「シールズ・琉球」が戦争法廃止と辺野古新基地建設中止を求めるアクションを行った。その中である青年は、“戦争法とか新基地なんて必要ない。平和のためというなら軍事費を削って。武力では何も変わらない。私たちの未来は自分たちの手で変えられる”と訴えた。

同じような動きは、9月19日、熊本市で学者、法曹、若者、宗教者など7団体が抗議の記者会見を行った。例えば「パパママの会」の代表は、“希望を捨てずに前を向いて”と発言した。長浜市では同日、長浜憲法共同センターが駅前集会を開き約60人が参加した。その中で真宗大谷派住職は、法律としては成立したが“国民を覚醒させた”と語った。同日、名古屋市では「北区ママの会」が初めてのパレードを行い35人が参加し、“戦車に載るなら三輪車”“鉄砲持つなら水鉄砲”などとコールした。

同日、水戸市で「戦争法案に反対する茨城県民連絡会」が、甲府市で「山梨憲法共同センター」が、秋田市では「戦争法案の強行採決を許さない！9・19秋田県民大会」が、札幌市では「戦争させない北海道委員会」が「戦争させない！北海道総がかり行動」を行い1400人が参加した。また奈良県大和郡山市で、松江市で、北九州市で、宮崎市で、長崎市で、仙台市で、高崎市で、山形市で、松山市で、岩手県大学関係者・研究者・弁護士有志が、広島県庄原市議会が反対行動に立ち上がった（以上9月20日赤旗）。

(3) 9月19日、シンポジウム「映画監督と時代～戦争法案を廃案に！」が東京都内で開かれ150人が参加した。被爆の惨状を描いた「ひろしま」(1953年。関川秀雄監督)の上映後、大林宣彦監督は、“9月19日は、日本の歴史の中で大変重要な、忘れてはならない日です。ここから始まりです。私たちの声を聞く人を選ぶのが私たちの責任。憲法九条は、日本だけが持ち得る奇跡。引き渡してはいけない”と語った。また9月19日未明、「憲法共同センター」と「憲法東京共同センター」は、戦争法廃止を訴える緊急宣伝を新宿駅西口で行った。同日、みやぎ生協など16生協でつくる「県生協連合会」は、反対意見書を自民・公明両党に送付した(9月20日河北新報)。

日本原水協は9月20日抗議決議を安倍首相に提出した(9月21日赤旗)。

その他にも抗議は各地で怒涛の如く日本中で行われたが、紙数の関係でこれ以上は述べない。

(4) ここで反対運動に関する私の感想を記してみたい。

第一に、戦争法反対闘争は、戦争法の正体、すなわち対米従属の自衛隊を海外に派兵し、日米共同で世界制覇を狙っていることを鋭く見破り、この正体に対する反対闘争であることである。

第二に、日本の将来を憂うる闘争であることである。つまり日本が軍事中心の国家と社会になることへの憂いが根底にある闘争であることである。

第三に、既存の組織は勿論だが、全国津々浦々に新しい反対の組織や運動が民衆によって創意と工夫をこらしたスタイルで行われていることである。

第四に、青年や女性の反対運動が盛んに行われていることである。このことは、将来に大きな「希望」を育んでいくであろう。

第五に、今回の戦争法反対運動は、明治期の自由民権運動、大正期の「大正デモクラシー運動」、昭和期前半の社会主義運動、昭和期後半の60年安保闘争や国家機密法反対運動に匹敵する歴史的な大闘争であることである。

第六に、戦争法の運用が反対闘争によって厳しく制約され、死文化するであろうことである。

第七に、今回の反対闘争により、憲法改悪が不可能となったことである。

第八に、今回の反対闘争は、民衆により絶えることなく永続的に闘われるであろうことである。なぜなら戦争法反対闘争は、人間の尊厳と生存をかけたヒューマニスティックなたたかいだからである。

第九に、戦争法は民衆の意思を踏み躪るものである。

因みに戦争法成立直後（9月19・20日共同通信社実施）の世論調査をみよう。戦争法に賛成34.1%、反対53.0%、憲法違反50.2%、合憲31.8%、戦争に巻き込まれる危険が高い68.0%、変わらない27.1%である（9月21日河北新報）。

この数値は、私の感想を裏付けしていると思う。

四 戦争法反対運動（二）

（1）9月21日、東京・渋谷駅前、市民、弁護士、学者達が街頭宣伝を行った。

9月21日、東京都青梅市民会館で「ピース・ウェーブコンサート 『戦争する国』ゴメンデス！パレード in 青梅」が開かれ、300人が参加した。同日神戸市で、「憲法改悪ストップ兵庫県共同センター」の呼びかけでパレードが行われ、100人が参加した。同日神戸市で「憲法改悪ストップ兵庫県共同センター」の呼びかけでパレードが行われ、100人が参加した（9月22日赤旗）。

長野県内で60市町村議会が廃案、慎重審議などを求める意見書を採択した。

また憲法会議、中央社会保障推進協議会、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟、日本民主法律家協会、日本中国友好協会、日本宗教者平和協議会、日本キリスト者平和の会、全日本建設交通一般労働組合も、戦争法反対の声明や談話を出した。

9月19日旭川市で、自由で民主主義な日本を守るための有志「A.F.M.A」がデモを行い、400人が参加した。9月20日青森市で、「青森でもデモ実行委員会」が街頭宣伝を行った。同日「福島県九条の会」などの呼びかけで抗議宣伝が行われ、40人が参加した。他にも宮城県大崎市で、山形県新庄市でも抗議声明発表や抗議集会が行われた（9月20日赤旗）。

9月22日、京都市内で「戦争アカン！京都・おんなのレッドアクション」がデモを行い、約110人が参加した（9月23日赤旗）。

9月24日、「戦争させない・九条壊すな！総がかり行動実行委員会」主催の「9・24国会正門前大集会」が開かれた。参加者の一女性は“自民党は、国民はすぐ忘れると思っているようですが、「私たちは絶対忘れない」と示すため

に国会前に来ました。……法律を廃止するまで運動を続けたい”と語った（9月25日赤旗）。

9月24日、「総がかり行動実行委員会」主催の大集会が国会正門前で開かれ、5000人が参集した。そして「立憲デモクラシーの会」の山口二郎氏（法政大学教授）は、“いまや「立憲」が野党、国民結集の理念となった。行動を続け、権力者に思い知らせよう”と語った（9月25日赤旗）。

9月25日、京都弁護士会と京都司法書士会は、廃止を訴える合同の宣伝を行った。

同日、「安保法制の廃止を求める高知県文学者の会」が“数の暴力で強行された安保法制の廃止を求めます”という声明を発表し、その中で“文学者は生きとし生けるもの、すべての生命を大事にしたい”と述べた。同日、大分弁護士会は、抗議と廃止を求める声明を発表した。

9月25日、学者・弁護士・作家らが呼びかけ人となった「安保法案の採決不存在の確認と法案審議の再開を求める有志」は、衆議院議員会館で、山崎正昭参院議長と鴻池祥肇参院安保特別委員長への「申し入れ」と賛同署名（3万2101人）を提出した。

「申し入れ」の主な内容は、“採決強行は憲政史上稀にみる暴挙であり、参議院規則の採決の要件を満たしておらず、審議未了だ”とし、審議再開を求めるものである。記者会見で呼びかけ人の一人醍醐聰東京大学名誉教授は、“採決なるものはそもそも存在しない。廃止の運動を広げるにあたって、このことを大事にしていきたい”と述べた（9月26日赤旗）。

（2）採決が違法であるのみでなく、不存在だという主張は法理にかなった主張である。このことは、前に引用した議事録からも明らかである。そして採決無効の訴えが提起されるべきだと考える。

廃止を求める運動は、各地で熱心に取り組まれている。例えば、9月27日高知市で県民集会が開かれ1000人が参加した。同日、東京都練馬区で8つの「九条の会」が「9・27 平和パレード」を行った。1000人を超える市民が集まり、戦争法はただちに廃止すべきである、と訴えた。同日、新日本婦人の会大阪府本部は、強行採決後初めて“安倍政治・戦争法許さない”宣伝を行い、21人が参加した。

同日、「時代の危機に抗議する短歌」と題する緊急シンポジウムが京都市内で開かれた。その中で朝日歌壇選者の永田和宏さんは“強行採決後もたたかいはこれからだと若者は元気だ。これはすばらしい。いま歌人に何ができるか本気で考えて行動するとき”と発言した（9月28日赤旗）。

9月27日、名古屋駅西口で「シールズ東海」が戦争法廃止を訴え、1500人が集まった。

9月27日、仙台市では「シールズ東北」が街頭宣伝を行い、“安保法案の問題で活動してゆく中で、沖縄の基地問題、福島原発問題、労働問題や差別、貧困などの問題の根はつながっていて、嫌になるほど深いということに気づきました。民主主義国家の一員として、これからも一緒にたたかっていきましょう”と呼びかけた。

また高校生でつくる「T-ns Sowl」の女子学生は、“人を殺し、殺される国は間違っています。可決した今も声を上げ続けことを選びました”と話した。

9月26日、「第四回戦争をゆるさない女性のレッドアクション」がさいたま市で行われ、750人の女性が“戦争法は今すぐ廃止”と声を上げた。

9月26日、「パパ♡ママの会」は熊本市で“憲法違反の法律は認められない”と抗議活動を行った。

9月26日、歴史科学協議会は、東京都内で市民講座「集団的自衛権問題と隣国へのまなざし」を開き、研究者・市民120人が参加した。その中で水島朝穂早稲田大学教授は、昨年（2014年）7月の閣議決定は“クーデターだ”と批判した（9月27日赤旗）。

9月26日、「核兵器の全面的廃絶のための国際デー」に於いて、全国各地で「核兵器全面禁止のアピール」や戦争法廃止の署名行動や原爆展が行われた（9月27日赤旗）。

9月27日、「戦争法廃止に向け、あきらめない」というスローガンを掲げた高知県民集会が開かれ、1000人が参加した。平和運動センター議長は、“立法事実もなく、立憲主義、民主主義、平和主義を壊す戦争法の廃止に向け、頑張りましょう”とあいさつした。

9月27日、東京都練馬区内の8つの「九条の会」が集まり、「9・27 平和バレード」を行った（以上9月28日赤旗）。

9月27日、大阪、名古屋などで街頭演説や集会が開かれた（9月28日赤旗）。

9月25日、札幌市で「戦争をさせない北海道委員会」が戦争法案廃止のデモ行進を行い、900人が参加し、抗議した。

9月25日、同様の動きが函館、岩手県一関市でもあった。自由法曹団、社会文化センターなど6つの法律家団体が共同声明を発表した。その声明は、“(安倍政府について) 憲法だけでなく安保条約さえも踏み越えて「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を優先し、主権者たる日本国民の意思よりも米

国連邦議会におけるアメリカに対する約束を重視した”と批判した（9月29日赤旗）。

なお9月27日「戦争法国会」ともいうべき安保国会は閉会した。

（3）以上で素描してきたのは、戦争法反対、廃止を求める運動が、全国的な、老壮青、性別、職業、宗教、思想、職業の相違を超えた大運動であったことを記し、戦争法反対が民衆に約7割の動かざる強い意思であることを記録にとどめたいと思ったからである。

にも拘わらず、第三次安倍政府は、民衆の反対をものともせず、戦争政策を推進するであろう。そこで次にその政策の実施過程を分析することとする。

五 戦争法の実施過程(一)

（1）改めて戦争法（案）の体系をみると、①政府の判断でいつでも自衛隊を海外派兵させ、アメリカ軍の兵站支援を行える「海外派兵恒久法」、②従来の海外派兵法と、自衛隊法を全面改悪した「平和安全法制整備法」とで構成されている。

その内容は、①米軍への兵站支援、②戦乱地域での治安活動、③集団的自衛権行使、④地球（世界）規模の米軍防護、である。

（2）安倍首相は、戦争法成立直後、“未来の子どもたちに平和な日本を引き渡すために必要な法的基盤が整備された”と記者団に語った（9月20日河北新報）。

ところがその言葉とは裏腹に、安倍政府は武器使用範囲を大幅に拡大する「部隊行動基準」（ROE）の改定に早速に着手した。ではROEとはなにか？国際法や自衛隊法など関係法令に基づき、自衛隊が任務遂行のため、武器使用の限度や判断基準を定めた非公式のマニュアルであり（他国では「交戦規定」と呼ばれている）、防衛省が訓令に基づき作成するものである。

従来は、自衛隊が攻撃された場合にのみ武器使用が可能であったが、今後は、日米が共同で戦争する場合、アメリカ軍を防護するための武器使用が必要かつ可能になる。またPKOでは、武装集団に襲われたNGO（非政府組織）を救出する「駆け付け警護」や治安維持任務遂行上妨害排除のための武器の使用を認め、また騒乱状態になった群衆を鎮圧するための武器使用が可能になる、とするのがROE改定の内容である（9月20日河北新報）。

正に日本を武力国家とし、民衆の命を犠牲にして省みないのが戦争法、ROE改定の正体なのである。

（3）9月20日、安倍首相は、同日放送の日本テレビ番組で、戦争法反対のデモについて、“日本は言論の自由を保障している。当然、国民の一つの声で

あると思う。”と述べた。そして祖父岸信介元首相が行った60年安保改定に対する反対デモについて“あの時は、首相の身の安全を完全に守り抜くのは難しいと本人（岸信介のこと——筆者注）は言われていた。今回、そういう状況にはなっていない。私は平常心で成立を待っていた”と述べた（9月22日赤旗）。

戦争法案反対のうねるような民衆の心の叫びを「一つの声」としか認識しない首相の、そしてデモを暴徒視する首相の傲岸不遜な態度ないし政治姿勢には怒りを覚える。

（4）9月24日、安倍首相は、自民党総裁再選後の記者会見に於いて、今後は「一億総活躍社会」を目指すこと、そのため①希望を生み出す強い経済にすること、②夢をつむぐ子育て支援をすること、③安心につながる社会保障の充実、という新たな「三本の矢」なるものを打ち出した。しかし、戦争法（案）には一言も触れなかった（9月25日赤旗）。

そして改憲については、“国民主権などの基本的原則を維持することを前提として、必要な改正は行うべきだ。次の参院選でも公約として掲げる。野党にも協力していただけるよう議論したい”と述べた（9月25日河北新報）。

この記者会見の重要な点は、①戦争法を既成の事実として触れず、その裏で日米軍事同盟及び軍事力強化を着々と秘密裏に進めていること、②「岸 → 池田」の例に倣って、表向きは経済政策を前面に押し出し、国民に経済繁栄の幻想を持たせることである。

（5）9月25日、安倍首相は記者会見で、戦争法反対を訴える野党や国民の世論に対し、“戦争法案はレッテル貼り”“根拠のない不安をあおろうとするもので、全く無責任”だと非難した。

7割近い人々が反対している戦争法をこのようにデマゴグ並みに誹謗し、中傷し、恥じることがないのは、財界やアメリカの後立てがあつてのことであるとはいえ、一国の首相としてあさましいことである。

（6）では「新三本の矢」とは一体いかなる経済政策か。「強い経済」「子育て支援」「社会保障」の三つが「新三本の矢」と称するものである。

しかし、消費は落ち込み、非正規雇用が増加し、実質賃金低下、残業代ゼロ、物価上昇、円安、大企業減税、消費税増税、大企業利潤拡大、中小企業の利潤減少、農業自由化による農業破壊——これが経済の実態である。「新三本の矢」とはこの実態を更に推し進めるものである。つまり大企業は栄え、中小企業や第三次産業は衰退するのが「新三本の矢」のもたらす現実なのである。

（7）戦争法を先取りした日米軍共同訓練が行われている。静岡県自衛隊東富士演習場で、9月11日から18日にかけて行われた「沖縄県道104号越え

実弾射撃訓練」では、米軍の 155 ミリ榴弾砲と自衛隊戦車砲とが連動した訓練が行われた(9月27日赤旗)。

(8) 日米の軍事一体化は、日米新ガイドラインに沿って進められている。9月14日の参議院安保法制特別委員会で、山下芳生議員(共産党)が“新ガイドラインは「日米両国が…米国又は第三国に対する武力攻撃に対処する背くものではないか”と質問した。

これに対し、安倍首相は“安保条約の義務を果たすためではなく、我が国を守るため武力行使をするということだ”と答弁した。

この答弁の奇怪な点は、新ガイドラインを安保条約よりも重視し、武力行使の場合を拡大していることである。このような考え方に基づいて日米軍事一体化を進めていることである(9月15日赤旗)。

それのみではない。山下議員によれば、①新ガイドラインには平時から有事まで自衛隊と米軍の政策面、運用面での調整強化が盛り込まれ、統幕文書には「軍軍間の調整所」の設置まで記されており、これは常設の日米統合司令部を作るものであり、すでに陸海空の自衛隊司令部が米軍基地内に置かれ、日米の司令部は一体化している。②そのうえ「軍軍間の調整所」を常設でつくるのは、一体化をさらに深化させるものだ、というのである。③さらに山下議員によれば、訓練の一体化、基地の一体化も進んでいるという(9月15日赤旗)。

正に日米軍事一体化は日本の現状なのである。

(9) 9月15日、経団連は「防衛産業の実行に向けた提言」を発表した。提言によれば、①政府の関連予算の拡充と実現に向けた強いリーダーシップの発揮が求められること、②自衛隊の活動を支える軍事産業の役割が高まること、③軍事企業の努力が適切に反映されること、④固定費負担や生産中断の場合のコスト負担を補填すること、⑤武器輸出を国家戦略として推進すべきこと、⑥収益の確保も重要であること、⑦軍需品購買への見返りとして何らかの代償を与えること、などである。⑧さらに「提言」は、基礎研究の中核となる大学との連携強化を提言している。

右の提言の意味することは、第一に軍事企業に対し、国家予算を使い手厚い経済的助成を行い育成すること、第二に政府が大学を巻き込み、巨額の費用を支払って軍事産業に奉仕させること、第三に軍事企業に巨額の利潤を確保させる、その見返りとして巨額の政治資金を政権党(自公両党)が得るという仕組みを作ることである(9月23日赤旗)。

(10) 大学が政府、防衛省、自衛隊の軍事研究の下請け企業になり下がることは、科学・文化・研究の正常な発展を阻害するものであり、由々しき事態で

ある。ところが小型無人機やサイバー攻撃など軍事技術への応用が可能な基礎研究に研究費を支給する防衛省の初公募に、少なくとも 16 大学が応募したのである（9 月 22 日判明）（河北新報 9 月 23 日）。

このような傾向が今後瀰漫するか（つまり、はびこるか）否かは、科学者の良心にかかっていると思う。

（1 1）安倍首相は、9 月下旬国連総会を始めとして二国間会談や多国間会議を利用して、各国に安全保障関連法（戦争法）（案）への理解を得る戦術を立てている。

各国への説明としては、①日米同盟強化と自衛隊の海外活動（つまり海外派兵——注筆者）を通じた「積極的な平和外交」を推進すること、②平和国家としての歩みは今後も変わらないこと、③どの国も一国だけで安全を確保できないこと、④平和の実現へ日米同盟を強化すること、⑤多国間の安保協力を推進すること、⑥PKO（国連平和維持活動）を推進すること、⑦加えて、脅威の対象国としてきた北朝鮮（言及予定）であることなどである（9 月 25 日河北新報）。

（1 2）9 月 25 日、安倍首相は、記者会見を行い、大要次のように述べた。①戦争法案と呼ぶのはレッテル貼り、②根拠のない不安を煽ろうとするもので無責任であること、③説明する努力は続けること、十分に国民的な理解は広まること、④日中韓三カ国の首脳会談を実現したいこと、⑤これから中国、韓国、ロシアなど近隣諸国との関係改善に力を入れること、⑥「一億総活躍社会」の担当大臣を設けること、⑦GDP（国内総生産）600 兆円の達成の手段として「規制改革」と過去最大の収益を上げること、⑧TPP 交渉を推進すること（9 月 26 日赤旗・河北新報）。

（1 3）右のような記者会見で述べた安倍首相の真意は何か。第一に、日米軍事同盟を強化し、自衛隊の海外派兵を積極化すること、第二に北朝鮮を敵とみなすこと、第三に戦争法案に対する国民の総反撃に対し、いわれなき中傷、誹謗を加えることにより、戦争法の正当性（？）を強弁すること、第三に、「一億総活躍担当大臣」を設けるとしたのは、国民統制を強化するためであること、第四に、大企業の利潤追求をバックアップすること、第五に農業、漁業、林業、中小企業を壊滅に等しい状態を作ること、そして第六に「戦争法」の憲法問題に一言も触れることが出来なかったこと、である。

（1 4）9 月 26 日、安倍首相は、ニューヨーク市内で、国連安保理事会に常任理事国入りを目指すドイツ、インド、ブラジルの各国首脳と会談した。その目的は、国連創設 70 年を踏まえ、有意義な安保理事会改革の早期実現に向け、国連加盟国への働きかけを加速する方針を確認し、改革は来年（2016 年）秋迄に具体的成果を得ることである。

そして4ヶ国グループ（G4）の首脳は、「共同プレス声明」を発表した。

声明の主な内容は、①4ヶ国首脳は早期かつ有意義な国連安保理の実現に向けた働きかけを加速すること、②改革は一定の期間で進められるべきこと、③グローバルな紛争や危機に対応するため安保理の代表性を高く正当性があり、実効的なものにする必要がある、というものである（9月27日河北新報）。

（15）右に述べた動きは、日本が、ドイツ、インド、ブラジルと共に国連安保理常任理事国となり、アメリカと共に世界に覇権を振るおうとするものである。

二 戦争法の実施過程(二)

（1）10月1日に武器輸出のために防衛装備庁が防衛省の外局として発足した。

同庁は、武器の研究開発、調達、補給、管理、輸出などを一元的に管理する官庁である。軍需産業の育成や武器輸出の支援策を企画・立案する「政策庁」として約1800人体制でスタートした。

防衛装備庁は、武器生産・輸出を国策として推進することを決めた軍需調達における長期契約制度を具体化し、武器購入国や輸出企業を後押しするための資金援助制度の検討を進めている。戦争中の軍需省さながらの官庁である。

第一に防衛装備庁設置の狙いは、軍産学の一体化を推進し、大学や公的研究機関に対し各自の持つ先端技術を「安全保障技術研究推進制度」の名目で研究資金を提供することである。2015年度には109件中、58件が大学等に資金提供したのである（9月28日赤旗）。

その背景には、米側の軍事費削減の身代わりの意味がある。この制度は、研究者に軍事研究を強いるものである。そして研究者の真理追求、科学の平和的利用の意欲を鈍磨させ、研究を戦争奉仕に捧げさせる実際的な効果を持つのである。

このような「悪魔」的な動きは、理科系の科学だけではない。文科系・芸術系の学問・研究・創作にも及ぶこと必至である。

（2）戦争法は財界の要求でもある。戦争法成立は財界、特に軍事産業に対し、武器製造、武器輸出、武器運用、武力訓練などを商売として儲かるものとして、その資金を政府から提供させる絶好の口実を与えたのである（9月29日赤旗）。

（3）アメリカ海軍原子力空母ジョージ・ワシントンが、日本の排他的経済水域に、放射能を含む一次冷却水を放出していたことが9月28日判明した。

排他的経済水域とは沿岸国が水産物など天然資源に関する主権的権利、海洋環境保護・保全に関する管轄権を持つ水域である。このような水域に放射能を含む一次冷却水を排出することは日本の権利を侵すものであり、許されざる行為である（9月29日赤旗）。

（4）9月29日安倍首相は、国連本部でPKO首脳会議で演説し、戦争法についても述べた。

PKO法改正で“従事可能な業務が広がり、さらなる貢献が可能になった。今後新しい法制の下、国連PKOへの貢献をさらに拡充する”と述べ、その具体例として、①司令部、国連本部への要員派遣、②早期展開のための航空機輸送を挙げた。

そして9月28日、安倍首相は、国連総会で演説した。

その中味は、①PKOに積極的に参加すること、②集団的自衛権を可能にする安全保障関連法が成立したこと、③「（自衛隊の）従事可能な業務が広がり、さらなる貢献が可能になったこと、④（武器使用基準の緩和には直接言及せず――筆者注）道路などの整備活動と、国連本部や現司令部への幹部自衛官の派遣、各国隊員の航空機輸送支援を例示し、貢献をさらに拡充すること、⑤平和構築を支援する文民育成にも努めること、などである（9月30日赤旗）。⑥常任理事国入りについても述べたと思われる（9月30日河北新報）。なお10月15日、日本が常任理事国に選出された。11回目である。任期は2016年から2年間である。

（5）この演説の本質は、戦争法がアメリカの軍事同盟国として世界中に自衛隊を派遣し、世界を軍事的・経済的・社会的に支配しようとする危険で恐るべきものであることを隠蔽し、PKO活動に貢献することが恰も世界平和に貢献する活動であるかの如き幻想を世界各国に撒き散らしたことである。

（以上が2015年9月安保法制をめぐる参議院での審議と9・19「採決」の状況、そしてその前後の反対運動の状況である。

なお、2015年9月の「沖縄問題」「原発問題」その他は次号で詳述する。）